

5年間の水張りルール取扱要領

令和9年度以降、過去5年間連続して水張り（水稲の作付け）が行われていない農地は、水田活用の直接支払交付金の交付対象としないとされました。

ただし、以下のアまたはイに該当するものは、5年間に1度も水張りが行われない場合であっても交付対象水田から除外しないとされています。

ア 災害復旧に関連する事業が実施されている場合

イ 基盤整備に関連する事業が実施されている場合

※いずれの場合も、過去の作付けの実績及び将来の作付計画等から、確実に水張りを行うことができる場合に除外されません。

そして、「水張り」は、水稲作付により確認することを基本としますが、以下の全てに該当する場合は、水張りを行ったとみなします。

○ たん水管理を1か月以上行う。

○ 連作障害による収量低下が発生していない。

胎内市農業再生協議会（以下「協議会」といいます。）では、上記に示す「水張り」の実施方法及び確認方法について、以下のとおりとします。ご確認の上、対応してくださいようお願いいたします。

なお、電子データが必要な場合は、taisaikyo@city.tainai.lg.jp へてにその旨お知らせください。

○ 「たん水管理を1か月以上行う」の実施方法及び確認方法

① 耕作者から協議会に対する申請

・水張りを予定する耕作者は、事前に【様式1】「5年水張りルール実施計画書兼確認書」を協議会に提出してください。

・提出方法は、持参、郵送、ファクス、電子メールのいずれかとします。

・提出期限は、水張りを行う1週間前を目安とします。

※ 事前の連絡がない場合は原則たん水管理をしたとは認められません。

② 耕作者における報告書の作成

・耕作者は、【様式2】「交付対象水田における水張りに関する報告書」を作成し、水張り終了後に協議会に提出してください。

・耕作者は、必ずたん水管理開始日とたん水管理終了日の2回写真を撮影してください。

・写真撮影に当たっては、【様式2】の※の注記に留意してください。

・耕作者以外が撮影することも可能ですが注記等は遵守してください。

・提出方法は、持参、郵送、電子メールのいずれかとします。（ファクスは文字や

写真が読み取れない可能性があるので不可とします。)

- ・提出期限は、たん水管理終了後2週間後程度を目安としますが、農作業の状況により遅れる場合はその旨お知らせください。

③ 協議会における現地確認

- ・協議会は、耕作者からの申請に基づき、たん水管理実施期間内に少なくとも1回現地を確認します。
- ・現地確認に当たっては、ほ場の全体（おおむね8割程度以上）に水が張られているか、通常の水稲作付け時の水位があるかといった点を目視にて確認することを基本とします。
- ・原則耕作者の立ち合いは不要とします。
- ・協議会は、目視確認時にはほ場の写真を撮影することとし、記録として【様式3】「交付対象水田における水張りに関する確認書」を作成します。

○ 「連作障害による収量低下が発生していない」の実施方法及び確認方法

① 収量の確認

- ・水張りを実施した（実施しようとする）ほ場における令和4年度から令和8年度の基幹作の収量について把握します。
- ・【様式4】「交付対象水田における連作障害が発生していないことに関する確認書」を協議会に提出してください。令和6年度に水張りを実施した場合は、令和6年度の部分までを記載して提出してください。最終的には令和9年度の営農計画書の提出と併せて提出してもらいます。
- ・収量は伝票等の客観的な書類での把握を原則としますが、ほ場ごとの収量が客観的に把握できない場合は、耕作者の全体収量を用いて算出してください。令和4年度及び令和5年度分についても同様の取扱いとします。
- ・提出方法は、持参、郵送、ファクス、電子メールのいずれかとします。

② 減収要因の確認

- ・2年以上連続で基幹作として同じ品目を作付し、前年より5割以上の収量減少がみられる場合、連作障害でないことの確認として、減収理由と証拠書類の添付を求めることとします。

○ その他

- ・実施方法及び確認方法は、国の取扱いの変更等により見直しを行います。
- ・見直しを行う場合は、年度ごとでの見直しを基本とします。

○ 参考

水田活用の直接支払交付金に係るQ&A【令和5年7月】(抜粋)

出典：農林水産省ホームページ

(https://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/soukatu/attach/pdf/r4hosei.hatatika-28.pdf)

	問	答
3-2	湛水状態における水深等の詳細な基準はないのか。	具体的な湛水の基準はありませんが、水張りは、現行の要綱に明記されているとおり、水稻作付けにより確認することを基本としていることから、水稻作付けの場合と同等の湛水管理を行っていただくことが基本です。
3-3	水を張る時期や水張りの確認方法に関する考え方がいかに。	<p>1 水張り時期に具体的な時期の指定はありません。水を張る場合の順番や期間については、現場において十分に検討いただきたいと思います。</p> <p>2 たん水管理が十分になされていることを確認するため、水張りの確認は、たん水期間中に1か月以上あけて2回実施し、それぞれの時点でたん水されていることを確認してください。</p> <p>3 また、水田機能の確認は、従来どおり地域農業再生協議会において行っていただきます(必要に応じて、地方農政局等が指導・助言を行います)。確認の時期については、令和4年度以降の5年に1回、地域における輪作体系を踏まえ、適切なタイミングで実施してください。</p>
3-7	5年水張りルールについて、水稻生産に係る育苗ハウスの設置されているほ場(交付対象水田)は、5年に一度の水張りを行わない場合、交付対象水田から除外されるのか。	育苗ハウスの設置の有無にかかわらず、交付対象水田は、5年間に一度の水張りを行わない場合、交付対象水田から除かれることとなります。
3-8	育苗ハウスのある交付対象水田を、作物が作付けされた他の交付対象水田と合筆したうえで、作物作付け部分のみに水張りを行った場合、合筆後の交付対象水田全体で水張りを行ったものとみなすことは可能か	交付対象水田の水田機能は、一筆ごとに確認することとなります。そのため、ほ場全体ではなく部分的に湛水した場合は、「水張り」とは認められません。